

平成 31 年度第 1 回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 平成 31 年 4 月 25 日（木）13 時 30 分～
場所 海老名市役所 707 会議室

1 開会

2 あいさつ
堀尾委員長

3 職員紹介

4 議題

- (1) 平成 32 年度市民活動推進補助金制度の運用について・・・・・・・・資料 1
- (2) 平成 31 年度交付団体事業スケジュールについて・・・・・・・・資料 2
- (3) 平成 31 年度海老名市市民活動推進委員会スケジュール・・・・・・・・資料 3

5 その他

6 閉会

◆次回の市民活動推進委員会（案）		
日時	①平成 31 年 5 月 21 日（火）	10 時～ 704 会議室
	②平成 31 年 5 月 22 日（水）	13 時 30 分～ 704 会議室
	③平成 31 年 5 月 23 日（木）	10 時～ 707 会議室
	④平成 31 年 5 月 24 日（金）	10 時～ 704 会議室
内容	平成 32 年度市民活動推進補助金制度の運用について	

平成 32 年度市民活動推進補助金制度補助割合等の運用について

1 平成 32 年度市民活動推進補助金制度

(1) 平成 30 年度第 4 回推進委員会で決定したこと

- ・区分名については、「入門編・継続編・自立編」としていくこととなった。
- ・該当する事業内容については、下表のとおりとなった。
- ・補助金の額については、下表のとおりとなった。
- ・委員会査定に基づいて補助金額を決定していくこととなった。
- ・補助要件の導入については(例:総事業費の 50%を交付)、申請団体の減少等が考えられること、小さな団体に対しては事業が成り立たない可能性も十分考えられることから見送ることとなった。

区分名	入門編	継続編	自立編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を継続、又は充実を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、且つ自立に向けたもの
補助金の額	上限 10 万円	上限 20 万円	上限 30 万円
交付回数	1 団体につき 1 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみ の交付とする。	1 団体につき ● 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみ の交付とする。	1 団体につき ● 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみ の交付とする。

(2) 検討事項

① 区分毎の交付回数の決定

区分に応じた交付回数を決定していきたい。

【参考：交付回数に応じた補助総額】

ア：入門編 1 回・継続編 2 回・自立編 2 回（上限総額 110 万円）

イ：入門編 1 回・継続編 3 回・自立編 2 回（上限総額 130 万円）

ウ：入門編 1 回・継続編 2 回・自立編 3 回（上限総額 140 万円）

※現在：入門編（10 万円）→ 1 回、発展編（30 万円）→ 3 回 合計 100 万円

【参考】

市/補助金名	区分	上限総額	備考
大和市/市民活動推進補助金	めばえ：5万円（1回） はぐくみ：20万円（1回）	25万円	
綾瀬市/きらめき補助金	いぶき：10万円（1回） はぐくみ：20万円（3回） はばたき：50万円（5回）	320万円	「はばたき」は、2団体以上で協働した事業
平塚市/ひらつか市民活動ファンド	入門：10万円（1回） 発展：50万円（3回）	160万円	「発展」は事業費の総額に応じた制限有
藤沢市/公益的市民活動助成事業	若者中心：20万円 一般団体：40万円	40・80万円	1団体につき2回まで
相模原市/ゆめの芽	ファーストステップコース：10万円（3回） ステップアップコース：50万円（3回）	180万円	事業費の総額に応じた制限有

② 補助金の申請ルールの設定

現在、新規団体であっても発展編を申請することが出来るが、新制度導入に伴い、申請時のルールを新たに設定していきたい。

【前回会議で出たご意見】

- ・ 自立編には、入門・継続どちらか1回の交付を受けなければ申請できないこととする。
- ・ 自立編で申請し、交付を受けた後は、残りの交付回数に問わず入門編や継続編への申し込みはできないこととする。

【参考:他市の状況】

豊田市:「活動ステップアップ部門(10～20万円)」「新規チャレンジ部門(40～60万円)」の交付を受けた団体は、「はじめの一步部門(5～10万円)」に係る補助金の申請は不可としている。また、交付を受けた事業終了後1年間は補助金の申請をすることができない(参考1)。

小牧市:団体助成を初めて申請する場合は、「はじめる編(5万円)」からとなる(参考2)。

本巣市:ステップアップコース(20万円)5回受けた事業がフォローアップコース(15万円)に申し込める(参考3)。

境港市:初めて申請する場合、「新規設立事業(10万円)」「一般事業(20～30万円)」の2種類のうち、どちらか1つ選択するが、「一般事業」を申請した場合、次年度以降は「新規設立事業」の申請ができない(参考4)。

藤沢市:若者を中心とする団体・一般団体向けの補助金のうち、どちらか2回まで。

大和市:はぐくみ→めばえに申請する場合は、申請時に不可の旨を伝える。

綾瀬市:はぐくみ→いぶきに申請する場合は、申請時に不可の旨を伝える。

平塚市:発展→入門には申請できない。

相模原市:団体の設立年により、区分を分けている。

③ 既に交付されている団体への経過措置の設定

現在発展編の交付を受けている団体で、交付回数が残っている団体に対しての経過措置を検討していきたい。

措置例 1 (案) : 発展編の交付回数が残っている場合は、交付回数満了まで旧制度を適用する

措置例 2 (案) : 発展編の交付回数が残っている場合は、新制度を適用する

例 : 旧制度で入門編 1 回の交付を受け、発展編 3 回の交付が残されている場合は、継続編もしくは自立編を選択して申請することができる。

※ 過去の交付実績については、別紙参考資料参照

2 平成 32 年度市民活動推進補助金制度

□ 今後のスケジュール

平成 31 年 5 月	平成 32 年度市民活動推進補助金制度概要案の作成
平成 31 年 6 月	要綱案の検討・市民活動推進委員会案の策定
平成 31 年 6 月	市長協議
平成 31 年 7 月	最高経営会議
平成 31 年 9・10 月	要綱をもとに、申請の手引書を完成
平成 31 年 12 月	申込受付開始

平成31年度 海老名市市民活動推進委員会スケジュール（案）

		平成31年度												平成32年度		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
推進委員会の開催予定		● 第一回	● 第二回	● 第三回			● 第四回	● 第五回					● 第六回 2月	● 第七回 3月		
平成30年度交付団体	団体の事業視察	← 随時 : 団体の事業視察 →														
平成30年度 市民活動推進補助金の審査	事業周知								← 事業周知 →							
	広報掲載								● 11月15日号 掲載予定							
	事業説明会									● 12月中旬 開催予定						
	応募書類受付										⇔ 募集期間					
	委員による質問											⇔ 質問期間				
	一次審査 【書類審査】											⇔ 一次審査				
	二次審査 【プレゼン審査】												⇔ 二次審			
	交付決定														⇔ 交付決定	

他市との比較

海老名市 市民活動推進補助金									
区分	趣旨	団体の設立要件等	交付制限	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H30交付実績
入門編	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業。			10万円	1団体につき、1回のみでの交付とする。	事業終了後に団体の財産となり得るものは不可。	なし		3団体
発展編	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業。			30万円	1団体につき3回まで交付できる。ただし、当該年度に1回のみでの交付とする。	(衣装や楽器、電子機器等)			7団体

大和市 市民活動推進補助金									
区分	趣旨	団体の設立要件等	交付制限	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H30交付実績
めばえ	活動をこれから始める、または、始めたばかりの皆さんに対する補助です。【団体補助】		めばえ→1申請者につき1回 はぐみ→1事業につき1回	5万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の範囲内であり、現金による支出を超えることはできません。	1申請者につき1回まで	「めばえ」については、団体の活動初期に必要な備品費（パソコンや机等）も経費として基準・上限無しで含めることができる。はぐみは事業補助なので認めない	なし。 インターネットや団体からの自主的な報告で活動の可否を把握している	近隣市と比べるとめばえの上限額が低いため、上限額を引き上げる予定がある	0団体
はぐみ	すでに活動をしている皆さんが、より活動を発展させるための補助です。【事業補助】		※ はぐみ→めばえに申請をした団体はない。	20万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の2分の1以内であり、現金による支出を超えることはできません。	1事業につき1回まで				0団体

綾瀬市 きらめき補助金									
区分	趣旨	団体の設立要件等	交付制限	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H30交付実績
いびき	活動をはじめたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	設立1年未満の団体		10万円	1団体1回まで	物品のうち、取得価格又は評価額が5万円（単価）以上のものはレンタル等に対応。	なし。		1団体
はぐみ	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援	設立1年以上の団体		20万円	1事業につき3回まで	経常費用は認めないが、事業で使用するのであれば認める			3団体
はばたき	既に活動している団体が地域社会での広がりを目的に他の団体と協働で活動を行うための支援	設立1年以上の団体 2団体以上で事業を実施		50万円	1事業につき5回まで				1団体

平塚市 ひらつか市民活動ファンド									
区分	趣旨	団体の設立要件等	交付制限	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H30交付実績
入門		今までに、ひらつか市民活動ファンドの助成を受けたことがなく、助成金を必要とする事業に取り組む団体を対象とします。		10万円	1団体につき1回	5万円以上の備品や器具を購入する際は、申請時に要相談。	なし。 交付期間中に、今後の活動を含めた相談会を実施し、行政へのアプローチ（委託等）を打診している。「団体の自立」がメインのため、市が積極的に関与するのではなく、団体が働きかけるというスタンスをとる。市と協働事業を行っている団体もいくつかある。	H26に補助割合の段階的な引き下げを実施した。引き下げを行ったことにより、申請時等、団体が自主財源を意識するようになった。実際に、2・3年経つと成長していつている団体もあるため、現状は段階的に10%引き下げている。50%に引き下げた場合、その場合団体が消滅する可能性がある	3団体
発展		活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象とします。 ※設立後、1年以上経った団体が対象。		50万円 ※事業費の助成割合の制限あり。 (1回目90%、2回目80%、3回目70%)	1団体につき3回				7団体

藤沢市 公益的市民活動助成事業									
区分	趣旨	団体の設立要件等	交付制限	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H30交付実績
学生や若者を中心とする団体	藤沢市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体が「組織基盤を強化するための取り組み」を対象とする。	団体の要件代表者や学生又は若者であり、かつ、8割以上の構成員が学生又は若者であること。		15万円 (団体の予算額の90%以内)	1団体につき2回まで ※過去の助成制度での助成回数を含む	【若者】 15万円の助成金の中で、組織基盤強化と認められるものであれば、備品購入の制限は無し。 【一般】 助成金の中で10万円以内	なし。 個別相談などを実施		補助割合の段階的な引き下げにより、団体の自立につながっていると考えている。 補助割合の見直しは3年に1度の頻度で定期的に行っている。
一般の団体				30万円 (団体の予算額の50%以内) ※設立後3年未満の団体の場合、80%以内					

相模原市 市民・行政協働運営型市民ファンド ゆめの芽									
区分	趣旨	団体の設立要件等	交付制限	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	交付終了後の団体への対応	その他	H30交付実績
ファーストステップコース	活動の初期期を支援するための助成	設立後3年未満の団体（応募日現在）		総事業の90%以内で10万円以内。 ※学生主体の場合には100%以内で助成	同一の団体が、3回まで助成を受けることができます。	経常費用は不可とし、審査会で事業を実施するために必要なものと判断されたものは認められていない（パソコン・移動図書館装飾品も認めた）。	なし。 きちんとしたものは無い。 年度末に行う事業報告会にて審査員よりアドバイスをしている		4団体
ステップアップコース	活動をブラッシュアップし発展させるための助成	設立後3年以上の団体（応募日現在）		総事業の80%以内で50万円以内。	同一の団体が3回まで受け取ることができます。				7団体

参考

海老名市市民活動推進補助金 交付状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
申込団体	12団体	13団体	10団体	12団体	10団体	9団体	7団体	11団体	15団体	10団体
申込金額	1,462,250円	2,255,880円	1,682,600円	1,747,000円	2,057,000円	2,180,000円	1,716,400円	1,700,000円	3,392,000円	1,766,527円
交付団体	4団体	7団体	4団体	5団体	5団体	7団体	6団体	8団体	10団体	7団体
交付確定金額	430,500円	1,115,424円	803,419円	1,200,000円	1,167,000円	1,560,000円	1,300,000円	1,461,000円	1,781,478円	1,085,000円
交付団体名	ライブビートストリート海老名	生きがい発見塾	混合療育を考える会	と金ネットワーク	海老名女性支援電話「そよ風」	生きがい発見塾	生きがい発見塾	永池川川歩きの会	Piccolini	えびなえんぴつの会
	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	海老名里山づくりボランティア山仕事の会	生涯学習研究発表会実行委員会	生きがい発見塾	えびなパソコンサポートボランティア	えびなパソコンサポートボランティア	大谷四区親睦会	えびなアレルギーサークルデージー	海老名おやじの会
	海老名女性支援電話「そよ風」	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	Sapling Music Park Ebina	えびなパソコンサポートボランティア	Sapling Music Park Ebina	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	シエスタラボ	大谷四区親睦会
	かながわ子育て情報局	ライブビートストリート海老名	かながわ子育て情報局	混合療育を考える会	Sapling Music Park Ebina	リーベン	特定非営利活動法人 grand-mere	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	大谷四区親睦会	男女平等市民の会・海老名
		海老名女性支援電話「そよ風」		海老名セーフティー・ベリー協議会	公民館まつり実行委員会	福島と海老名の子ども交流実行委員会	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	IDEA education (アイデアエデュケーション)	(一社)海老名扇町エリアマネジメント	特定非営利活動法人 grand-mere
		混合療育を考える会				えびなっ子わくわくフェスタ実行委員会	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校	それいけ！ママフェスタ実行委員会	河骨保護の会
		河骨保護の会				特定非営利活動法人 やさしくなろうよ		特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会	ほっとフェスタ実行委員会
							男女平等市民の会・海老名	NPO法人海老名ガイド協会		
								NPO法人えびなの森の楽校		
								福島と海老名の子ども交流実行委員会		

※既に交付回数が満了している団体は色付け